

トライアングル

2008.10

特集

「京都議定書目標達成計画の改定」

「京都議定書目標達成計画の改定」

京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的として、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」が、平成20年3月に全部改定されました。

京都議定書においては、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素と並んで代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)についても排出削減の対象となっていますので、今回の特集では、改定された計画のうち、特に代替フロン類等3ガスに関する部分について抜粋し、掲載させていただきます。

京都議定書目標達成計画

平成20年3月28日 全部改定
(代替フロン等3ガス関係部分の抜粋)

第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収量に関する目標

第1節 我が国の温室効果ガスの排出状況

我が国の温室効果ガス全体の基準年排出量(以下「基準年総排出量」という。)は12億6,100万t・CO₂であり、6%削減約束を達成するためには、第1約束期間における年平均総排出量を年間11億8,600万t・CO₂に削減することが必要である。

一方、2005年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は13億5,900万t・CO₂、基準年比で7.7%の増加となっており、削減約束との差は13.7%と広がっている。

これは、メタン、一酸化二窒素、代替フロン

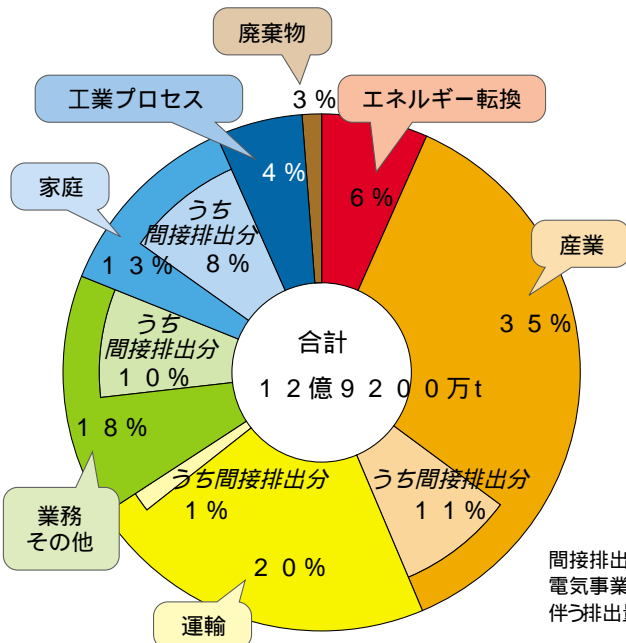
等3ガスについては削減が進んでいるものの、我が国の温室効果ガスの排出量の9割程度を占めるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が大幅に増大した(2005年度で基準年総排出量比11.3%増加)ことが主な原因である。エネルギー起源二酸化炭素の排出量が増えた背景としては、2002年後半の原子力発電の停止以降の設備利用率の低迷といった特殊な要因や、中国の景気拡大、産業構造の転換、オフィスビル等の床面積の増大、パソコンや家電等の保有台数の増加等を背景としたオフィスや家庭におけるエネルギー消費量の増大等を背景に、二酸化炭素排出量の約4割を占める産業部門からの排出量はほぼ横ばい傾向、約2割を占める運輸部門からの排出量は1990年度比で約2割増大しているが、近年低下傾向にある一方、約2割を占める業務その他部門、約1割を占める家庭部門からの排出量は大幅に増大したことが挙げられる。

第2節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標を以下のように設定する。

1 温室効果ガス

京都議定書では、排出



我が国の部門別の二酸化炭素排出量(2005年度)

の抑制及び削減に関する数量化された約束の対象となる温室効果ガスを「二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フル化硫黄(SF₆)」としている。本計画においては、温室効果ガス別に以下のとおり第1約束期間における排出抑制に関する目標を設定する。

なお、以下の温室効果ガス別の目標は、基本的には、合理性・透明性をもって見通した活動量と、エネルギー利用率や代替フロン排出原単位等の原単位の改善効果を踏まえて、本計画の実施により排出抑制が図られる水準として定めたものである。

京都議定書の対象ガスの地球温暖化係数及び主な発生源

	地球温暖化係数	主な発生源
エネルギー起源CO ₂	1	燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費はもとより、化石燃料により得られた電気等を含む場合には、それらの消費も間接的な排出につながる。
非エネルギー起源CO ₂	1	工業過程における石灰石の消費や、廃棄物の焼却処理等において発生。
メタン(CH ₄)	21	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生。
一酸化二窒素(N ₂ O)	310	一部の化学製品原料製造の過程、農用地の土壌や家畜排せつ物の管理等において発生。
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	1,300 (HFC-134a)	冷凍機器・空調機器の冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用。
パーフルオロカーボン類(PFC)	6,500 (PFC-14)	半導体の製造工程等において使用。
六ふつ化硫黄(SF ₆)	23,900	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用。

(5) 代替フロン等3ガス
 代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)については、基準年(1995年)の水準から基準年総排出量比で1.6%の水準(約3,100万t-CO₂)にすることを目標とする。

なお、これら代替フロン等3ガスについては業種によりガス間の互換性のある使用形態があり、対策・施策は3ガス全体にわたって実施される場合があることから、技術・市場状況等に依りて社会的コストを最小にしつつ最大の効果が得られるよう対策・施策を組み合わせたことが適切である。このため、ガス別に示した数値は、現時点における技術・市場状況等を前提とした上で、代替フロン等3ガス全体での「1.6%」とい

2010年度の温室効果ガス排出量の目安

	基準年		2010年度の排出量の目安(注)		
	百万t-CO ₂	百万t-CO ₂	基準年総排出量比	百万t-CO ₂	基準年総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,059	1,201	+11.3%	1,076~1,089	+1.3%~+2.3%
産業部門	482	452	-2.3%	424~428	-4.6%~-4.3%
業務その他部門	164	239	+5.9%	208~210	+3.4%~+3.6%
家庭部門	127	174	+3.7%	138~141	+0.9%~+1.1%
運輸部門	217	257	+3.1%	240~243	+1.8%~+2.0%
エネルギー転換部門	68	79	+0.9%	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	151	140	-0.9%	132	-1.5%
非エネルギー起源CO ₂	85	91	+0.4%	85	-0.0%
CH ₄	33	24	-0.7%	23	-0.9%
N ₂ O	33	25	-0.6%	25	-0.6%
代替フロン等3ガス	51	18	-2.6%	31	-1.6%
HFC	20	7	-1.0%	22	+0.1%
PFC	14	6	-0.6%	5	-0.7%
SF ₆	17	4	-1.0%	4	-1.0%
温室効果ガス排出量	1,261	1,359	+7.7%	1,239~1,252	-1.8%~-0.8%

上記の表は四捨五入の都合上、各欄の合計は一致しない場合がある。

(注) 排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

1 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

第3章 目標達成のための対策と施策

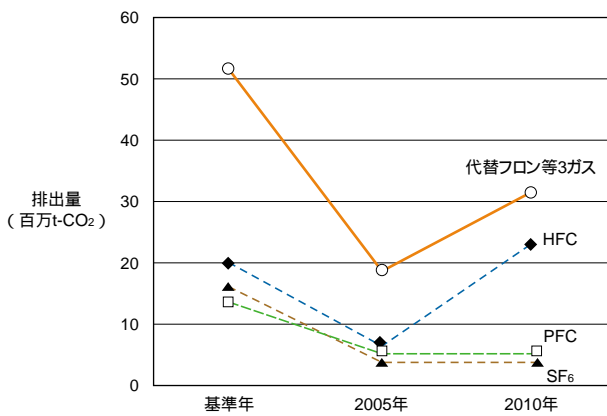
この目標をより着実に達成するための内訳としての目安として示されたものであり、今後、状況の変化に応じ変動が生じ得ることに留意する必要がある。

代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)
 代替フロン等3ガスは、温室効果ガス排出量全体に占める割合は約1.3%(2005年度二酸化炭素換算)である。モントリオール議定書に基づき生産・消費の削減が進められているオゾン層破壊物質(CFC、HCFC)は京都議定書の対象外だが、強力な温室効果を持つガスでもある。からの代替が進むことによりHFCの排出量が増加することが予想されること等いくつかの排出量の増加要因もあることから、その増加を抑制する。

1998年2月の「産業界によるHFC等の排出抑制対策に係る指針」(通商産業省告示)を受けて、現在までに8分野22団体による行動計画を策定済みである。今後とも引き続き、産業構造審議会において、産業界の行動計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、行動計画の透明性・信頼性の向上及び目標達成の確実性の向上を図る。

また、排出抑制に資する設備導入補助など事業者の排出抑制取組を支援する措置を講ずるとともに、行動計画の未策定業種に対し、策定・公表を促す。

産業界の計画的な取組の推進



代替フロン等3ガスの排出量及び目標とガス別の目安

代替物質等の開発等及び代替製品の利用の促進

代替フロン等3ガスの新規代替物質、代替技術・製品及び回収・破壊技術の利用促進を図る。

このため、新規代替物質、代替技術の研究開発を行う。また、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した技術・製品や、代替フロン等3ガスを使用している製品のうち地球温暖化への影響がより小さいものに関する情報提供及び普及啓発を行う。

特に、建築物・住宅の省エネ性能の向上対策等に伴い、断熱材の発泡剤として使用されるHFCの大气中への排出量の増加が見込まれ、これを抑制するため発泡・断熱材のノンフロ化を二層促進する施策を講ずる。あわせて、京都議定書の対象外のCFC等を含む廃棄断熱材の適正処理のための情報提供も行う。

また、マグネシウム溶解時に排出されるSF₆や、HFCを使用したエアゾール製品の使用に伴い排出するHFCの増加が見込まれることから、これらの分野における代替物質・代替技術の開発を促進し、その普及啓発を行う。

さらに、液体PFC等の適正処理対策、安全で高効率な自然冷媒冷凍装置等のノンフロン技術の開発や普及等を二層促進する。

冷媒として機器に充填てんされたHFCの法律に基づく回収等

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号、家電リサイクル法）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号、フロン回収・破壊法）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律

代替フロン等3ガスに関する対策・施策の一覧

具体的な対策	対策評価指標 (2008-2012年度見込み)	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策効果							
					排出削減見込量	排出削減見込量の積算時に見込んだ前提						
産業界の計画的な取組の促進 代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進												
産業界の計画的な取組の促進	自主行動計画において各業界団体が掲げた目標・見通しの達成	自主行動計画策定団体(8業種22団体)・自主行動計画の遵守	・産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会における評価・検証の実施 ・代替フロン等3ガス排出抑制に資する設備導入への補助等	・事業者の取組の支援	(万t-CO ₂)							
					2008	約6,410						
エアゾール等のノンフロ化	エアゾール製品のHFC 出荷量(t)	MDI用途のHFC 使用見込量(t)	・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	・代替製品の調達促進 ・代替製品に係る普及啓発	(万t-CO ₂)							
	2008				約6,400							
代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進	発泡・断熱材のノンフロ化	ウレタンフォームのHFC-134a 使用見込量(t)	代替フロン等3ガス製造事業者: 代替物質等の開発 代替フロン等3ガス使用製品製造事業者: 代替製品の開発、販売、消費者への情報提供 代替フロン等3ガス使用製品等使用事業者、消費者: 代替製品の選択	・代替製品の調達促進 ・代替製品に係る普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進	補助による追加回収処理分(破壊炉の導入によるPFC及びSF ₆ の破壊として約120万t-CO ₂ の削減(2008-2012年平均)を見込む)							
		2008			239	2010	約6,440					
		2009			229							
		2010			220							
		2011			220							
		2012			220							
	押出発泡ポリスチレンのOHFC 使用見込量(t)	マグネシウム合金製造事業者: SF ₆ を用いないマグネシウム合金技術の開発・普及 マグネシウム使用事業者(自動車部品、電子、電気機器製造事業者等): SF ₆ を使わない技術で製造されたマグネシウム合金の使用	・SF ₆ を保護ガスとして用いないマグネシウム合金技術の開発に対する支援	2012				約6,380				
	2008			104	2011	約6,410						
	2009			97								
	2010			90								
	2011			90								
	2012			90								
フェノールフォームのHFC 使用見込量(t)	液体PFC使用機器所有者・代替製品の利用、液体PFC等使用機器廃棄時の適正処理使用	・液体PFC等の使用・排出実態の調査、適正に破壊するための処理技術の確立支援	2012				約6,380					
2008			0	2011	約6,410							
2009			0									
2010			0									
2011			0									
2012			0									
SF ₆ フリーマグネシウム合金技術の開発普及	SF ₆ ガス使用見込量(t)	液体PFC使用機器所有者・代替製品の利用、液体PFC等使用機器廃棄時の適正処理使用	・液体PFC等の使用・排出実態の調査、適正に破壊するための処理技術の確立支援			(万t-CO ₂)						
2008				39	2011	約6,410						
2009				40								
2010				9								
2011				9								
2012				9								
液体PFC等の代替化と適正処理	液体PFC使用機器所有者・代替製品の利用、液体PFC等使用機器廃棄時の適正処理使用	・液体PFC等の使用・排出実態の調査、適正に破壊するための処理技術の確立支援	・事業者の取組の支援	(万t-CO ₂)								
2008				0	2011	約6,410						
2009				3								
2010				3								
2011				3								
2012				3								
冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等												
冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等	【自動車廃棄時のカーエアコンからのHFC回収見込量】 2010年度において117万t-CO ₂	国民: フロン類の確実な回収及び破壊への協力	・法律の適切な実施・運用 ・普及啓発	・法律の適切な実施・運用 ・普及啓発	(万t-CO ₂)							
	【業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率】 2010年度において60%				2008	約363						
	【家電製品からのHFCの回収見込量】 2010年度において8.7万t-CO ₂						2009	約444				
	2008								2010	約526		
	2009										2011	約604
	2010											
2011												
2012												

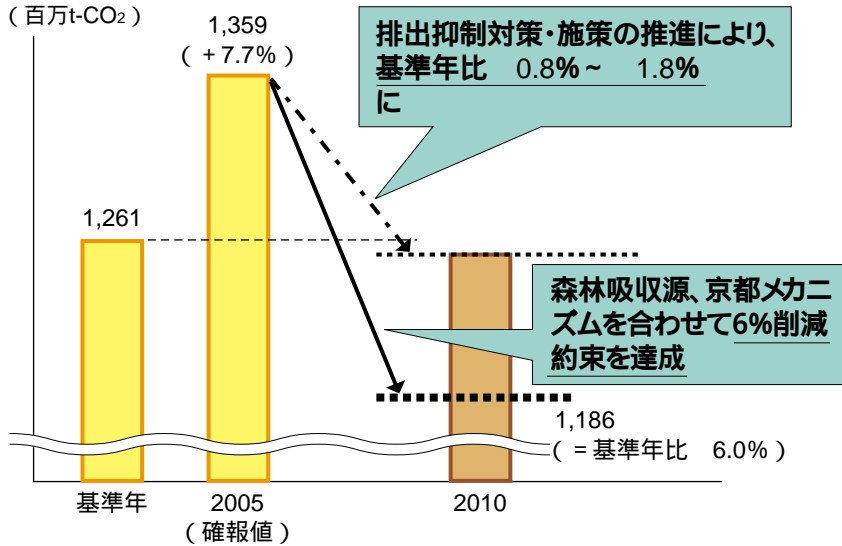
(平成14年法律第87号、自動車リサイクル法)等の法律を引き続き適切に運用することにより、冷媒分野でのHFCの回収・破壊の徹底を図る。

また、これらの機器のうち、特に業務用冷凍空調機器からのフロン回収については、2007年10月から施行された改正フロン回収・破壊法の普及啓発を行い、回収

量の増加を図る。さらに、現場設置型機器やカーエアコン使用時の冷媒漏洩対策に向けて実態把握等を進め、必要に応じ管理体制を強化する。

改定京都議定書目標達成計画(閣議決定)の概要

2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



本年2月の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告では、現行対策のみでは2,200~3,600万t-CO₂の不足が見込まれるものの、今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、約3,700万t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれ、**京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。**

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- トップランナー機器等の対策
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底
- 自動車の燃費の改善
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- 新エネルギー対策の推進

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安 ^(注)	
	百万t-CO ₂	基準年総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076 ~ 1,089	+1.3% ~ +2.3%
産業部門	424 ~ 428	-4.6% ~ -4.3%
業務その他部門	208 ~ 210	+3.4% ~ +3.6%
家庭部門	138 ~ 141	+0.9% ~ +1.1%
運輸部門	240 ~ 243	+1.8% ~ +2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239 ~ 1,252	-1.8% ~ -0.8%

(注) 排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

目標達成計画の進捗管理

毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
さらに、2009年度には第1 約束期間全体の排出量見通し
を示し、総合的に評価

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策
を追加・強化

以上の資料については、環境省報道発表資料より代替フロン等3ガスに関する部分を抜粋し、掲載しています。
さらに詳しく知りたい方は、環境省HPを参照してください。
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9547>

フロン回収破壊法に基づく 平成19年度のフロン類の破壊量の 集計結果について

平成20年6月17日に経済産業省及び環境省から平成19年度のフロン類の破壊量の集計結果について、報道発表がありました。内容は次のとおりです。

概要

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」といふ。)に基づき、フロン類破壊業者から平成19年度分のフロン類の破壊量等が報告されました。

これを取りまとめたところ、平成19年度のフロン類の破壊量は約3,611トンであり、平成18年度の破壊量と比較して約13%の増加となっております。

本文

1 破壊量等の集計結果

フロン回収・破壊法に基づきフロン類破壊業者から報告のあった平成19年度におけるフロン類の破壊量は約3,611トンであり、平成18年度の破壊量と比較して約13%の増加となりました。フロン類の種類別に見ると、CFC(クロロフルオロカーボン)が約479トン、

平成19年度フロン類破壊量等の報告集計結果

(単位kg)

	CFC	HCFC	HFC	合計	
年度当初の保管量	10,063	52,718	5,496	68,276	
取引量	第1種(業務用冷凍空調機器)	291,004	2,116,920	426,314	2,834,237
	第2種(カーエアコン)	191,859	-	617,853	809,711
	合計	482,862	2,116,919	1,044,166	3,643,946
破壊した量	479,406	2,095,384	1,035,978	3,610,768	
年度末の保管量	13,518	74,253	13,684	101,456	

HFC(ハイドロフルオロフルオロカーボン)が約2,095トン、HFC(ハイドロフルオロカーボン)が約1,036トンであり、モントリオール議定書に基づき平成8年以降生産が全廃されているCFCの破壊量が減少している一方、HCFC及びHFCの破壊量は前年度より増加しています。

2 特定製品別の取引量

フロン類破壊業者に引き取られたフロン類の量をフロン回収・破壊法による特定製品別に見ると、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)から回収したフロン類は約2,834トンで平成18年度に比べて約17%の増加となりました。第二種特定製品(カーエアコン)から回収したフロン類は約810トンで平成18年度と比べて約5%の増加となりました。

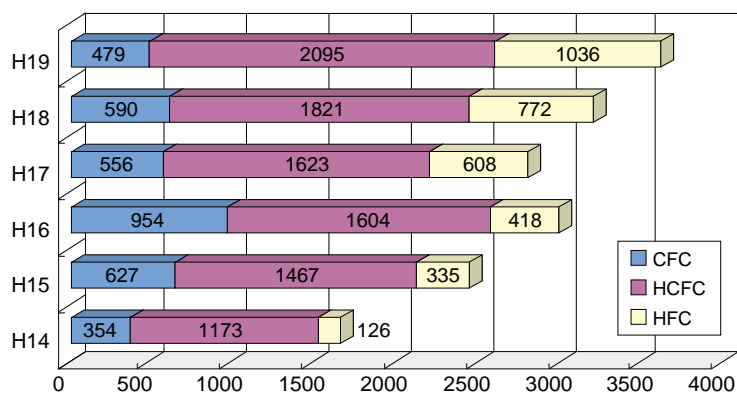
カーエアコンからの冷媒フロン類の回収は、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づいて実施されています。

(参考)

平成14年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)と第二種特定製品(カーエアコン)について、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられています。第一種特定製品(カーエアコン)については、平成17年1月1日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」といふ。)が本格施行されたことから、この日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車

に搭載されていたものについては自動車リサイクル法に基づいて冷媒フロン類の回収が行われていますが、自動車リサイクル法に基づいて回収された冷媒フロン類を含め、破壊はフロン回収・破壊法に基づくフロン類破壊業者によって行われています。フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後45日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており(第34条第3項)、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされています(第46条)。

フロン類破壊量の推移



家電リサイクル法に基づく フロン類の回収量について

～ 経済産業省・環境省共同発表 ～

「家電リサイクル法の施行状況（引取実績）
及び家電メーカー各社による家電リサイクル
実績の公表について（平成19年度）」より

平成13年4月から始まった家電リサイクル法は、廃家電4品目（エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）について、消費者による適正な排出と費用の負担、小売業者による排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等による小売業者などからの指定引取場所における引取りと家電リサイクルプラントにおける再商品化等を推進してきたことによります。

平成19年度、指定引取場所で行き取った廃家電4品目の合計は約1,211万台（前年度比約4.3%増）となっており、内訳を見ると、エアコンが約189万台（構成比約16%）、ブラウン管テレビが約461万台（同約38%）、冷蔵庫・冷凍庫が約273万台（同約22%）、洗濯機が約288万台（同約24%）となっています。また、前年度比

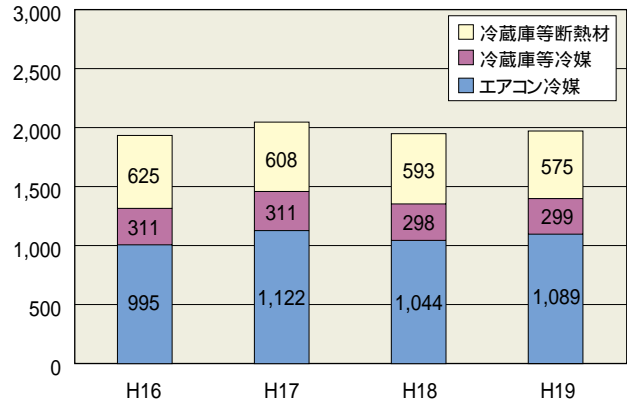
家電リサイクル法によるフロン類の回収重量・破壊重量

			H16	H17	H18	H19	H19/H18
回収重量 (kg)	エアコン	冷媒	994,732	1,122,462	1,043,778	1,089,423	104.4%
		冷媒	310,915	310,701	297,619	298,544	100.3%
	冷蔵庫・冷凍庫	断熱材	625,490	607,753	592,511	574,535	97.0%
		計	1,305,647	1,433,163	1,341,397	1,387,967	103.5%
破壊重量 (kg)	エアコン	冷媒	976,479	1,117,923	1,047,979	1,084,342	103.5%
		冷媒	312,257	309,734	297,868	298,145	100.1%
	冷蔵庫・冷凍庫	断熱材	616,176	605,365	589,832	562,020	95.3%
		計	1,288,736	1,427,657	1,345,847	1,382,487	102.7%

で見るとエアコンが約3.4%増、ブラウン管テレビが約11.8%増、冷蔵庫・冷凍庫が約0.3%増、洗濯機が約2.0%減となっています。廃家電4品目のうち、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫については、冷媒や断熱材などとして、フロン類が含まれていますが、平成19年度の回収重量は、エアコンの冷媒として使用されていたフロン類が約1,089トン

家電リサイクル法
フロン回収量

家電リサイクル法によるフロン類の回収重量(トン)



（前年度比約4.4%増）、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒として使用されていたフロン類が約2,999トン（前年度比約0.3%増）、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材に含まれる液化回収したフロン類が約575トン（前年度比約3.0%減）となっています。

自動車リサイクル法の事業者登録・許可の状況について（全国）

カーエアコンからの冷媒フロン類の回収は、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づいて実施されていますが、平成19年度末における全国の登録・許可の状況は、以下のとおりです。

[情報管理センターへの事業者・事業所登録の状況]

	19年度末		(参考) 19年度引取実績 のあった 事業者事業所
	事業者	事業所	
引取業者	60,220	79,758	29,021
フロン類回収業者	13,407	19,870	5,907
解体業者	6,113	6,515	4,624
破砕業者	1,124	1,397	1,069
計	80,864	107,540	40,621

[登録・許可の状況]

	事業者数			
	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末
引取業者	85,144	88,122	88,301	78,591
フロン類回収業者	22,661	23,387	23,135	18,046
解体業者	5,490	6,251	6,505	6,611
うちみなし許可業者	2,214	2,172	2,129	—
破砕業者 (プレス、せん断のみ) (シュレッダー)	1,166 (1,043) (123)	1,224 (1,101) (123)	1,280 (1,145) (135)	1,298 (1,163) (135)
うちみなし許可業者	758	736	752	—
計	114,461	118,984	119,221	104,546

同一事業者が自治体をまたがって事業所登録・許可されている場合はそれぞれの自治体にてダブルカウントされている。

アサダ株式会社

米国EPA「オゾン層保護賞」受賞

「」の度、本協議会会員であるアサダ株式会社（アサダ工業環境保護庁（United States Environmental Protection Agency 以下「米国EPA」）が主催する「2008年オゾン層保護賞（2008 Ozone Layer Protection Award）」を受賞されました。ご紹介させていただきます。

オゾン層保護賞とは？

オゾン層保護賞とは、米国EPAがオゾン層保護に貢献した団体・個人を表彰することを目的とし、1990年に創設した賞です。過去に表彰を受けた団体・個人は509を数え、日本ではこれまで日本ゼオン（株）（ダイキン工業（株））などが受賞しています。

賞贈呈式

2008年オゾン層保護賞の贈呈式が、現地時間の5月19日午後4時、ワシントンDCのポトマック川沿いにあるケネディセンターにて行われました。米国EPA気候保護パートナーシップ部のアンダーソン博士の歓迎の挨拶にはじまり、米国EPA成層圏保護部のスフォード氏からオゾン層保護賞受賞者の業績の紹介と共に、楯が贈呈されました。

2008年オゾン層保護賞受賞者数は25で、それら受賞者と関係者、米国EPA関係者、報道関係者を含め約300人が集まる中、2時間にわたり盛大に執り行われました。

アサダ株式会社

1941年、配管機械・工具のメーカーとして創業。その後冷蔵庫やエアコンの冷媒に用いられるフロンガスによるオゾン層破壊が問題化した1995年、日本初の「フロン回収装置（オイルレスノンフロン式）」を開発し、環境機器分野にも進出。フロンの分解装置や再使用のためのクリーナーなどフロン関連機器の開発を推進してきた。

今回の受賞は、同社の実績とともに、オゾン層破壊物質排出削減を目的とした国内外への教育として、タイやモンゴルなどでフロン回収技術の指導研修に取り組んできた事も評価された。



2008 Ozone Layer Protection Awards
May 19, 2008 The Kennedy Center



平成20年度通常総会の開催について

平成20年度通常総会を次のとおり開催しました。

- 1 平成20年度通常総会
- (1) 日時 平成20年6月20日(金)
13時30分～15時40分
- (2) 会場 神戸市教育会館大ホール
- (3) 出席者数
出 席 43名(会員)実人員47名
委 任 18名(会員)
計 226名(会員)

規約上必要な定足数195名(総会員数389名の過半数以上)を満たす。

(4) 議事

- 1 平成19年度事業報告並びに収支決算
- 2 平成20年度事業計画並びに収支予算
- 3 規約の一部改正に関する件
- 4 役員の変更に関する件

2 特別講演

「フロン対策の動向と最新技術について」

講師 (独)産業技術総合研究所
研究コディネータ

山辺 正顕氏



山辺氏による講演



オゾン層保護対策推進月間記念イベント

「オゾン層保護・地球温暖化防止フォーラム」の開催

9月のオゾン層保護対策推進月間の記念イベントとして、「オゾン層保護・地球温暖化防止フォーラム」を兵庫県大気環境保全連絡協議会と共同で開催しました。

当日は、本協議会会員をはじめとして、兵庫県地球温暖化防止活動推進員及び協力員や、神戸市消費者協会の方々など、多くの皆さんにご参加いただきました。

- (1) 日時 平成20年9月26日(金)
13時30分～16時30分
- (2) 会場 兵庫県看護協会小ホール
- (3) 参加者数 147人
- (4) 内容
講演1

講演1

「フロン対策の動向と最新技術について」

講師 北海道大学公共政策大学院特任教授

深見 正仁氏

講演2

「地球温暖化と近年の気候変化」

講師 気象予報士 村山貢司氏



深見氏による講演



村山氏による講演

第一種フロン類回収業者の皆さんへ
更新手続きお済みでしょうか？

第一種フロン回収業者登録の有効期限は5年間です。
登録時の通知書に記載されている満了日までに登録更新手続きをお忘れにならないように注意ください。
なお更新申請は、登録が満了する日の3ヶ月前から受付をいたします。

更新申請先
初回到登録申請を行った県民局環境課で更新申請を行ってください。

更新手数料
4000円分の兵庫県収入証紙

登録通知
登録更新通知書の配達記録郵便を希望される方は、申請時に宛先を記載した封筒及び郵便切手をご持参下さい。

その他
申請書類一式は、ホームページからダウンロード出来ます。
(<http://sinsei.pref.hyogo.jp/download/form.php?ID=1504>)

トライアングルの内容を充実させるため、会員の皆さん方からの情報等をお待ちしています！

第一種フロン類（業務用冷凍空調機器）
回収・処理技術講習会の開催

第二種フロン類（業務用冷凍空調機器）を取り扱う会員を対象とした技術講習会を次のとおり開催することになりました。
なお、本講習会の受講は、兵庫県で「第一種フロン類回収業者登録」の申請を行う際に必要となる条件「フロン類及びフロン類の回収方法に十分な知見を有すること」を満たす資格として認められていますので是非ともご参加下さい。（受講者には後日受講修了証をお渡します。）

(1) 開催日時及び会場

神戸地域
日程 平成20年10月28日（火）
会場 三宮国際ビル2階会議室
(神戸市中央区浜辺通2-1-30)

姫路地域
日程 平成20年12月11日（木）
会場 姫路商工会議所6階602会議室
(姫路市下寺町4-3)

阪神地域
日程 平成21年2月13日（金）
会場 尼崎リサーチセンター
2階研修室3
(尼崎市道意町7-1-3)

(2) 定員(予定)

いずれの会場も午前 午後の2回開催
30人/回 x 6回 = 180人
受付は先着順ですが、希望者多数の場合追加開催する場合があります。

(3) 参加資格者
兵庫県フロン回収・処理推進協議会会員

(4) 講習内容

フロン回収・破壊法と改正要点について
フロン回収・処理技術について
・冷媒回収作業
・冷媒回収具体例
・冷媒回収の処理
・回収機器による技術講習
(店舗・工場のフロン回収機から回収ボスへの回収) 等
詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

フロン回収行程管理票を無償で配付しています。

第一種フロン類（業務用冷凍空調機器）関係
昨年10月1日より、「改正フロン回収・破壊法」が施行され、フロン回収の書面（行程管理票）による管理制度（行程管理制度）が義務づけられました。本協議会では、今年度より、会員の皆様へのサービスの充実と的確な法施行の運用・普及を図ることを目的として、行程管理票を無償で配付（年間20枚まで）しています。
是非ご活用下さい。

【配付物・部数】
・INREP作成「フロン回収行程管理票」
(汎用版)
・1会員につき、年間20枚まで
【申込方法等】
・事務局に電話またはFAXで申込み下さい。

・受付後、行程管理票を郵送します。

トライアングル (2008.10) 第43号 ~ 県民・事業者・行政が一体となって ~



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%



発行：兵庫県フロン回収・処理推進協議会
Hyogo Association for Recycling and Destruction Of CFC's (HARDOC)
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県庁大気課内)
TEL . 078-362-3285 / FAX . 078-362-3966
URL. <http://www.hardoc.org>

